

添付法令資料 1 :

モロッコにおける国家医師会に係る法律第 8-12 号の施行に関する
2013 年 3 月 13 日付勅令第 1-13-16 号 (目次)

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 10 条)
- 第 2 章 国家委員会 (第 11 条～第 36 条)
- 第 3 章 地方委員会 (第 37 条～第 48 条)
- 第 4 章 総会 (第 49 条～第 52 条)
- 第 5 章 綱紀 (第 53 条～第 95 条)
- 第 6 章 経過規定及び最終規定 (第 96 条～第 97 条)

添付法令資料 2 :

韓国農漁村電気供給事業促進法 (目次)
2013 年 3 月 23 日法律第 11690 号により一部改正 同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条の 2)
- 第 2 章 電気事業者による電力供給 (第 4 条ないし第 12 条の 2)
- 第 3 章 自家発電による電力供給 (第 13 条ないし第 21 条)
- 第 4 章 補則 (第 22 条及び第 23 条)
- 附則

添付法令資料 3 :

投資ファンドに関する 2013 年 10 月 3 日付モンゴル国法律 (目次)
2015 年 12 月 4 日最終改正

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条)
- 第 2 章 投資ファンドの種類、形式、管理及び原則 (第 5 条ないし第 13 条)
- 第 3 章 投資ファンドの発起設立 (第 14 条ないし第 23 条)
- 第 4 章 投資ファンドの活動 (第 24 条ないし第 29 条)
- 第 5 章 投資ファンドの解散 (第 30 条ないし第 38 条)
- 第 6 章 投資ファンドの会計記帳、会計監査、資産評価及び公告 (第 39 条ないし第 42 条)

- 第 7 章 投資ファンドに係る規制（第 43 条）
- 第 8 章 投資管理会社（第 44 条ないし第 47 条）
- 第 9 章 投資ファンドの資金の保管（第 48 条ないし第 52 条）
- 第 10 章 投資ファンドに係る国の規制（第 53 条ないし第 56 条）
- 第 11 章 その他の規定（第 57 条及び第 58 条）

添付法令資料 4 :

金融サービス機構、発行者及び公開会社に対する持続的な金融の実施に関する
2017 年 7 月 18 日付インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.51/POJK.03/2017
(目次)
同月 27 日施行

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 3 条）
- 第 2 章 持続的な金融の実施（第 4 条ないし第 8 条）
- 第 3 章 インセンティブの付与（第 9 条）
- 第 4 章 持続的な金融に係る行動計画の提出、報告及び公開（第 10 条ないし第 12 条）
- 第 5 章 制裁（第 13 条）
- 第 6 章 終則（第 14 条）

添付法令資料 5 :

塩の生産及び経営の管理に関するベトナム政府の議定（目次）
2017 年 4 月 5 日付第 40/2017/ND-CP 号議定 / 17.05.20 施行

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 4 条）
- 第 2 章 塩作り土地の規画並びに塩の生産及び経営の管理
 - 第 1 目 塩作り土地の規画の管理（第 5 条ないし第 7 条）
 - 第 2 目 塩の生産及び経営の管理（第 8 条ないし第 10 条）
- 第 3 章 塩の生産及び経営の発展の奨励政策（第 11 条ないし第 15 条）
- 第 4 章 実施の組織化（第 16 条ないし第 23 条）
- 第 5 章 施行条項（第 24 条及び第 25 条）